

秩父宮記念スポーツ博物館・図書館の機能の存続を求める要望書

2018（平成30）年7月31日

日本スポーツ振興センター
理事長 大東 和美 様

団体名 体育史学会
代表者名 会長 大久保 英哲
連絡先 〒245-8650 横浜市泉区緑園 4-5-3
フェリス女学院大学国際交流学部
和田 浩一研究室
電話番号 045-812-4287

1. 要望の内容

秩父宮記念スポーツ博物館・図書館の機能を維持すること。

2. 要望の背景と趣旨

秩父宮記念スポーツ博物館・図書館（資料約6万件、図書約16万件）は、国立競技場改築工事に伴い、2014（平成26）年5月7日から休館となり、2018（平成30）年4月1日からは、所蔵資料の貸し出しや問い合わせへの対応などのサービスも完全に停止されました。新国立競技場にはスポーツ博物館・図書館の設置は予定されておらず、予算削減によりこのまま廃止が検討されているとのこと。

秩父宮記念スポーツ博物館・図書館は、1959（昭和34）年に国立競技場内に開設されて以降、日本で唯一の総合スポーツ博物館・図書館として、日本の近代スポーツやオリンピック・ムーブメントの発展の歴史を物語る豊かな資料を、約60年にわたり収集・展示・提供してきました。秩父宮殿下ゆかりの資料に代表されるような、他の博物館・図書館にはない希観品・稀観書が所蔵されていることに加え、これらの貴重な資料が「まとまっている」からこそ紡ぎ出せる日本スポーツ史の豊かな叙述が、スポーツ博物館・図書館の最大の特徴でありました。

例えば、明治に入るまで「体育」や「スポーツ」という用語・概念をもたなかった日本は、他の国や地域とは異なる独自の視点で、これらを自分たちの政策や文化活動に取り込んできました。1909年にオリンピック・ムーブメントに参画した後の日本の体育・スポーツの発展は、スポーツ基本法の施行（平成23年8月24日）や4回目のオリンピック大会（2回目のパラリンピック大会）の開催に象徴的に説明されるところです。

スポーツ基本法は、「スポーツは、世界共通の人類の文化である」という言葉で始まります。そこには、人間と社会の健康に寄与するスポーツの価値だけではなく、人格形成という教育的意義や、他国との交流で生まれる国際理解や国際平和への貢献がはっきりと書き込まれています。

スポーツ基本法をもつにいたった私たちは一方で、他の諸国に対して、さらには次の世代に対して、この法律が成立した背景と、この法律に基づく日本の体育・スポーツ政策が今後、人々の暮らしをどのように変え、その中でどのような問題や課題が生じ、これらをどのように乗り越えようとしたのかを説明する義務と責任を負いました。そしてこれらの説明の根拠となるのが、秩父宮記念スポーツ博物館・図書館が収集してきた各種資料に他なりません。

秩父宮記念スポーツ博物館・図書館はこれまで、日本の近代スポーツやオリンピック・ムーブメントの確かな足跡を、根拠にもとづく説明と解釈とによって世界中の人々に、そして世代を超えた人々に伝えてきました。このスポーツ博物館・図書館が、《人類に対してスポーツの持続的なレガシーを謳う》2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催が引き金となって廃止になることがないように、学術的な立場からお願いする次第です。